

公益財団法人海外医学生支援協会 奨学金規程

本奨学金は、へき地医療に研修・就職を希望する次代を担う医師の育成のために、海外の医科大学に留学し帰国する学生を支援することを趣旨とし、本規程に定めるところにより奨学金を提供するものとする。

(奨学金の提供者)

第1条 本奨学金は、公益財団法人海外医学生支援協会（以下、「IMESSA」とする。）により提供されるものである。

(奨学金の応募と受給決定後の提出書類)

第2条 奨学金の応募者は下記の書類を提出しなければならない。

<応募時>

- ① 奨学金申込書
- ② 成績証明書（直近の成績証明書）
- ③ 保護者（主たる費用支払者）の所得金額を公的に証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

<受給決定後>

- ① 誓約書
- ② 連帯保証人の印鑑証明書

(奨学金の対象者)

第3条 奨学金の対象者は次の者とする。

- ① 海外の大学の医学課程に在籍している者又は入学が決まっている者
- ② 学業成績が優秀かつ学習意欲などの素行が優良と認められる者
- ③ 将来、都道府県知事が指定するへき地医療拠点病院又はこれに準ずる医療へき地に所在する病院での研修もしくは医師としての就職を希望する者
- ④ 家族構成、経済状況、学費を勘案して、留学生活上経済的援助を必要と認められる者で、国もしくは地方公共団体又は他の団体等から奨学金等の経済的援助を受ける見込みがない者

(奨学生の選考等)

第4条 毎年、選考委員会が、奨学生選考規程に基づき応募者の中から適当と思われる人物を選考するものとする。

- 2 初年度に対象者に選ばれなくても、中途の学年2年生あるいは3年生より、受給対象者に選考されることもある。

(奨学金の貸与とその期間)

第5条 奨学金の貸与とその期間等は次の通りとする。

- ① 貸与開始月、貸与期間及び貸与金額等の貸与内容は選考委員会が決定し、その決定に従い IMESSA が受給者に通知する。
- ② 貸与期間は最長 6 年間とする。
- ③ 貸与金の支給日は、毎月 1 日とし、当日が土、日、祝日の場合は、その前日とする。ただし進級月については、奨学生の進級が確認されるまで貸与金を支給しないことができる。振込みで支給する。その場合の振込手数料は奨学生の負担とする。

(奨学金の対象者の数)

第6条 IMESSA が、新たに奨学金を貸与できる奨学生の数は、1 年で概ね 3 人とする。

(受給資格の取消し)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、奨学生としての資格を取り消し、奨学金の貸与を終了するものとする。

- ① 負傷・疾病のため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績又は性行が不良となったとき
- ③ 留年が決定したとき
- ④ 学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- ⑤ 第 2 条の提出書類に虚偽の記入が判明したとき
- ⑥ 事前に申し出ず、又は IMESSA が了承しない長期欠席、長期休学をしたとき
- ⑦ 退学（自主退学を含む）、死亡したとき
- ⑧ 奨学生であることを辞退したとき
- ⑨ 6 年次の 6 月の卒業試験を受験できないとき、又はその卒業試験を不合格になったとき
- ⑩ その他、奨学生としてなすべき努力を怠り奨学生として適当でないと判断されたとき

(奨学金の償還とその免除)

第8条 奨学生が海外の医学部卒業後、都道府県知事の指定するへき地医療拠点病院又はこれに準ずる医療へき地に所在する病院で研修を行った場合、もしくは医師として就職をした場合、その研修もしくは就労の期間中は、奨学金を受けていた者は IMESSA に対し次のとおり償還する。

- ① 全額の償還に至るまでは貸与を受けた一月あたりの奨学金の額の 1.2 倍の額を毎月月末までに償還する。ただし、IMESSA の指定する都道府県知事指定のへき地医療拠点病院又はこれに準ずる医療へき地に所在する病院の研修制度に基づ

く研修を行った場合、もしくは、医師として就職した場合、その就労期間に応じて、償還が免除される。免除される金額と残償還金額は、③のとおり算出する。

- ② 償還義務は貸与の終了した日の属する月の翌月から発生するものとする。
- ③ 全額の償還前に、奨学金を受けていた者が、都道府県知事の指定するへき地医療拠点病院又はこれに準ずる医療へき地に所在する病院において研修を中止した場合、もしくは医師としての就労を終えてしまった場合、残償還金額は、下記の通り算出し、IMESSA に対し直ちに残償還金額を一括して償還する。

$$\text{残償還金額} = \frac{\text{貸与金額}}{\text{貸与月数}} \times (\text{貸与月数} - * \text{就労月数} \times 1.2)$$

*就労月数は、初期研修を含むものとする。

- 2 奨学生が海外の医学部卒業後、都道府県知事の指定するへき地医療拠点病院又はこれに準ずる医療へき地に所在する病院で研修を行わなかった場合、もしくは医師として就職をしなかった場合、奨学金を受けていた者は IMESSA に対し貸与の終了した日の属する月の翌月末日までに全額を一括して償還する。
- 3 経済的な理由で償還が困難な奨学生もしくは連帯保証人は、奨学金償還遅延願いを IMESSA に提出し承認を受けるものとする。その場合、未償還金額に対し年 5% の遅延損害金を付して分割で支払うものとする。
- 4 前条により奨学金の貸与が終了した場合、奨学金を受けていた者は IMESSA に対し貸与の終了した日の属する月の翌月末日までに全額を一括して償還する。但し、死亡したときを除く。
- 5 死亡により奨学金の貸与が終了した場合、連帯保証人は第 1 項第 1 号及び第 2 号のとおり償還する。

(償還に関する協議)

第9条 償還に関し、協議を要する事由が発生した場合、奨学生は書面をもって協議の申し入れを行う事ができる。

(医師国家試験が不合格の場合)

第10条 奨学生が海外の医学部卒業後、日本の医師国家試験に不合格となり、引きつづき医師国家試験の合格を目指し、都道府県知事が指定するへき地医療拠点病院又はこれに準ずる医療へき地に所在する病院へ就職を希望する場合、貸与した奨学金の償還開始を 1 年を限度に猶予することができる。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人については次の通りとする。

- ① 連帯保証人は2名とし、内1名は保護者とし、もう1名は保護者以外とする。
- ② 連帯保証人は、奨学生の償還義務を連帯して保証しなければならない。
- ③ 連帯保証人に転居等の異動が生じたときは、遅滞なく必要書類（戸籍謄本又は住民票）をもって、IMESSAに届け出なければならない。
- ④ 連帯保証人が死亡した場合は、新たな連帯保証人を速やかにIMESSAに届け出なければならない。
- ⑤ 連帯保証人は、誓約書に自筆で記入し、署名欄に署名、実印を押印し、印鑑証明書を添付しなければならない。

(休学の取扱)

第12条 奨学生が休学する場合の奨学金の取り扱いについては、奨学生の申し出た内容及び奨学生の事情等を鑑み、IMESSAにおいて定めるものとする。但し、復学後の貸与期間は第5条で定めた期間とする。

(報告義務)

第13条 奨学生は、毎学期その成績を月末までにIMESSAに速やかに報告するとともに、在学中の休暇などで日本に帰国の際はIMESSAに近況を所定の書式による書面にて報告するものとする。

(届出義務)

第14条 奨学生は、次の各号に該当する事項が生じた場合は、IMESSAに対し直ちに届け出なければならない。

- ① 住所地の変更
- ② 学校その他の賞罰を受けたとき
- ③ 連帯保証人の死亡あるいは住所地や職業変更などの事情が発生したとき
- ④ その他、奨学生の提出書類の内容に変更が生じたとき、及びこの奨学金規程事項に重大な影響をもたらす事態が発生したとき

(改定)

第15条 本規程の改訂は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、公益認定を受けたことに伴う名称変更の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年2月1日より施行する。